

茨城県 地球温暖化対策 実行計画

カーボンニュートラル実現への挑戦



2023(令和5)年3月

茨城県

第1章 計画改定の趣旨

計画改定の背景

地球温暖化は、地球規模という空間的広がりと将来にわたる影響という時間的広がりを持つ大きな環境問題であり、その主な原因は、人為起源の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかとなっています。

これまで、本県では、2017(平成29)年に茨城県地球温暖化対策実行計画(実行計画)を改定し、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進してきました。

この度、近年の国際的なカーボンニュートラルへの動きを鑑み、本県の地球温暖化対策を充実させる必要があることから、実行計画を改定することとしました。

計画の位置付け

実行計画を次のとおり位置付け、温室効果ガスの排出を削減して気候変動を抑制する「緩和策」と、避けられない気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」を、車の両輪として地球温暖化対策を推進していきます。

根拠法	根拠条項	位置付け
地球温暖化対策推進法	第21条第3項	地方公共団体実行計画(区域施策編)
地球温暖化対策推進法	第21条第6項	促進区域の設定に関する県基準
気候変動適応法	第12条	地域気候変動適応計画

緩和とは?

原因を少なく

2つの 気候変動対策

適応とは?

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

出典:「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

計画期間

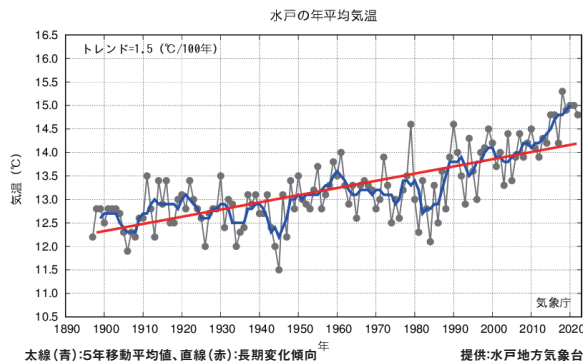
国の「地球温暖化対策計画」に準じて、2023(令和5)年度から2030(令和12)年度までの8年間とします。

計画期間:2023(令和5)年度～2030(令和12)年度

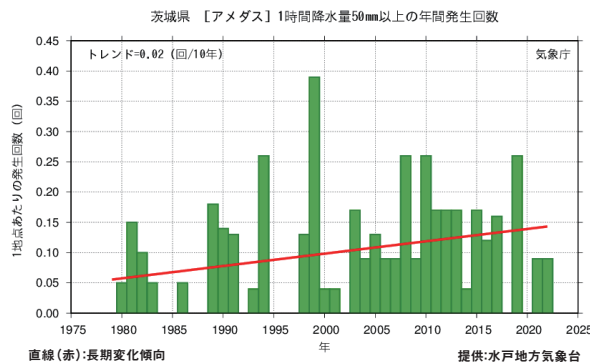
第2章 地球温暖化の現状

本県における現状

全国と同様に、本県においても、年平均気温の上昇や、1時間降水量50mm以上の発生回数の増加といった現象が確認され、今後もその影響が増加することが懸念されます。

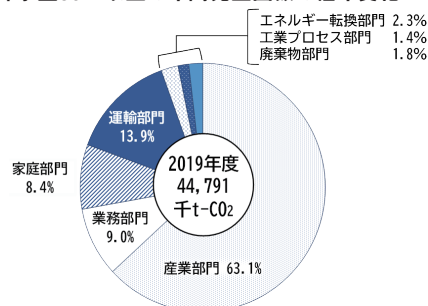


■年平均気温の経年変化(水戸市)



■本県の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化

本県は、鹿島臨海工業地帯を有しており、鉄鋼や石油化学製品の生産量が多いことなどから、産業部門のCO₂排出割合が国の約2倍と非常に高いことが大きな特徴となっています。



■本県の二酸化炭素排出量の内訳

第3章 温室効果ガス削減目標

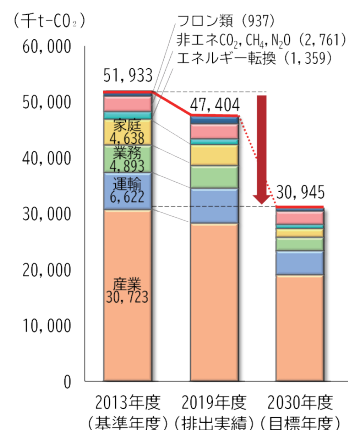
(基準年度：2013年度、目標年度：2030年度)

各主体が温室効果ガスの削減に取り組みやすいように、部門ごとに、温室効果ガス削減目標を設定することとしました。

国の削減目標を踏まえ、産業部門も含め、2030年度における本県の温室効果ガス削減目標を、部門ごとに国と同等の削減率となるよう設定し、削減目標の達成を目指します。

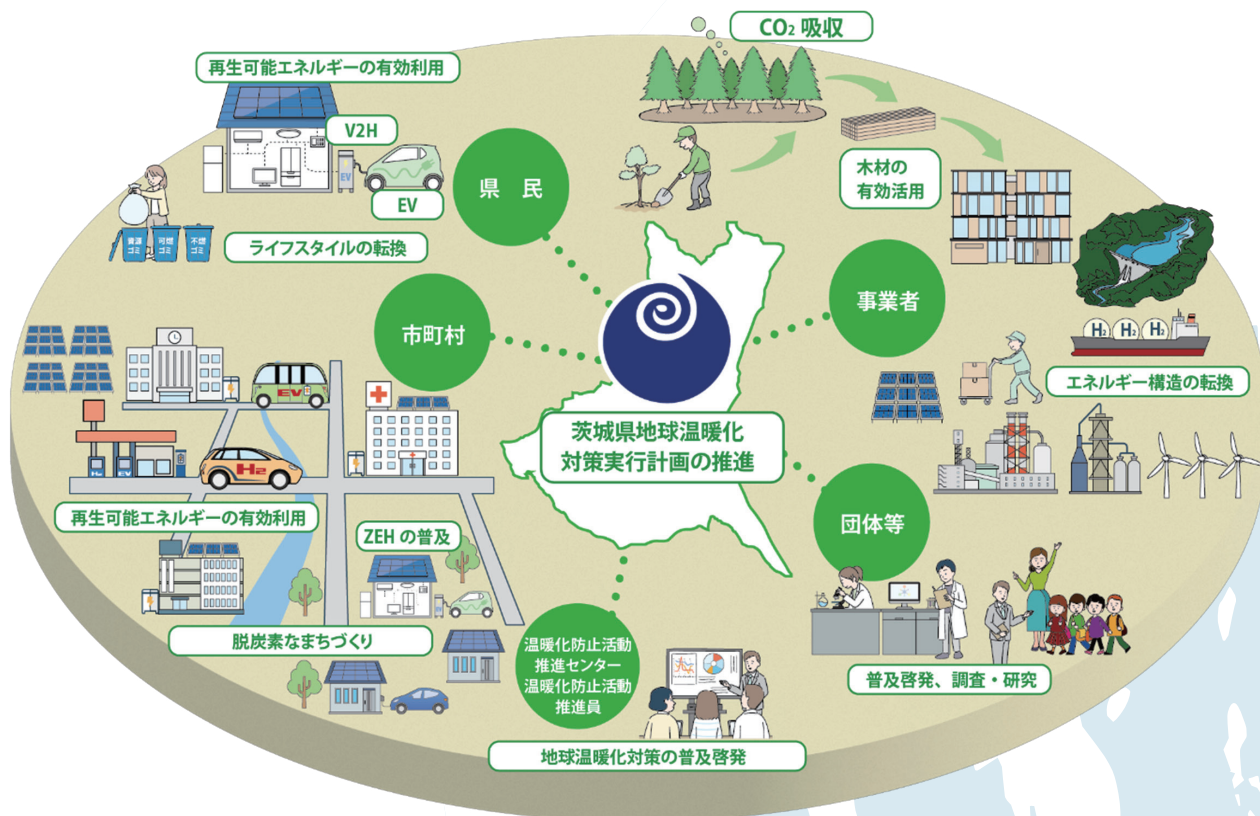
部門	削減目標
産業部門 CO ₂	▲38%
業務部門 CO ₂	▲51%
家庭部門 CO ₂	▲66%
運輸部門 CO ₂	▲35%
エネルギー転換部門 CO ₂	▲47%
その他ガス (非エネルギー起源 CO ₂ 、メタン、N ₂ O)	▲14%
HFC等4ガス (フロン類)	▲44%

■本県の温室効果ガス削減目標



第4章 温室効果ガス排出削減対策

カーボンニュートラルの実現を目指し、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発(イノベーション)の一層の加速化・社会実装、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進に取り組むほか、森林等による吸収源対策を進めていく必要があります。



4部門	取組方針	その他(分野横断)	取組方針
産業部門	臨海部における集中的な取組	再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギーの導入の推進
	事業活動の省エネルギー対策		水素等の新たなエネルギーの利活用の推進
	建築物の省エネルギー対策		再生可能エネルギー等の研究開発と利活用の推進
業務部門	事業活動の省エネルギー対策	循環型社会の形成	3Rの推進
	建築物の省エネルギー対策		適正処理の推進
	市町村地球温暖化対策実行計画策定の支援		森林の二酸化炭素吸収機能の向上
家庭部門	家庭の省エネルギー対策	森林吸収源対策等	農地・緑化による吸収源対策等
	環境に配慮した住まいづくりの推進		
運輸部門	自動車の環境負荷低減		
	脱炭素なまちづくりの推進		

カーボンニュートラル実現への挑戦

第5章 気候変動への適応策

気候変動による影響は農林水産業、災害、生態系などの様々な分野において顕在化しつつあり、将来はその影響が更に拡大する可能性が高いと考えられているため、地域特性に応じた気候変動への適応が必要です。



高温 ← 白未熟粒 整粒 → 低温

■地球温暖化による白未熟米の発生
(白未熟米は砕けやすい、一般に食味が悪い等の特徴がある)



■令和元年東日本台風(台風第19号)

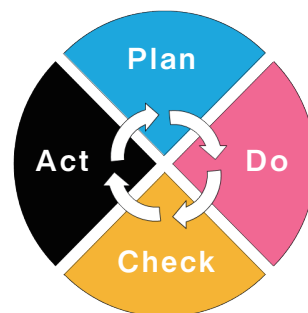
気候変動影響評価報告書において示された7つの分野の本県における影響を整理し、対応する「適応策」に取り組んでいきます。

分野	適応策
農林水産業分野	気候変動に対応した新品種・新技術の開発 等
自然災害・沿岸域分野	地域防災力の強化、災害に備えた強靱な県土づくり 等
水環境・水資源分野	長期にわたる安定的な水資源の確保 等
自然生態系分野	生物多様性戦略への適応の組み込み 等
健康分野	熱中症対策、蚊媒感染症対策
県民生活分野	熱ストレスによる影響への対処、大雨等によるインフラ・ライフラインの影響への対処
産業・経済活動分野	停電時においてもエネルギーを確保できる地産地消型の電源確保

第6章 計画の推進体制

本県は、実行計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、PDCAサイクルを活用して進行管理を行います。

- ・温室効果ガス排出状況の把握及び公表
- ・点検・評価等
- ・計画の見直し検討



■PDCAサイクル

第7章 促進区域設定に関する基準

改正された地球温暖化対策推進法では、市町村は、「地域脱炭素化促進事業」の目標や、対象となる区域(促進区域)等の「地域脱炭素化促進事業」の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

本県では、同法に基づき、防災、景観、自然環境の保全等の観点から「再生可能エネルギーの導入に適さないエリア」や「環境配慮事項」を、促進区域の設定に関する基準として定めます。

できるエコからはじめよう

茨城県では、年間を通して環境に配慮したライフスタイルを実践する県民運動「いばらきエコスタイル」を推進しています。

身近に取り組める省エネ行動



1

家庭でも職場でも冷暖房を適切に設定し、体感温度を服装で調節しよう

夏の冷房時の室温は**28°C**を目安に

年間で電気**30.24kWh**の省エネ

約**820円**節約 CO₂ **17.8kg**削減

(冷房温度27°C→28°Cのケース(外気温31°C、エアコン(2.2kW)を1日9時間使用))

冬の暖房時の室温は**20°C**を目安に

年間で電気**53.08kWh**の省エネ

約**1,430円**節約 CO₂ **31.2kg**削減

(暖房温度21°C→20°Cのケース(外気温6°C、エアコン(2.2kW)を1日9時間使用))

2

マイバッグ、マイ箸を携帯しよう



家庭のエコスタイル

1

使い方の工夫で節電・省エネ

例えば・・・

冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない

年間で電気**43.84kWh**の省エネ

CO₂ **25.7kg**削減 (詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較)

約**1,180円**節約



シャワーを不必要に流したままにしない

年間でガス**12.78m³**の省エネ 水道**4.38m³**の省エネ

CO₂ **29.0kg**削減 (45°Cのお湯を流す時間を1分短縮した場合)

約**3,300円**節約



2

家電・機器を選ぶときは「省エネ型」

例えば・・・

電気冷蔵庫**401～450L**新旧機種比較

年間で電気**316.5kWh**の省エネ

CO₂ **176.0kg**削減 (2007年製造15,230円▶2015年製造6,700円)

約**8,530円**節約



照明器具

白熱電球(60W相当)と電球型LEDランプの比較

年間で電気**89.1kWh**の省エネ

CO₂ **49.5kg**削減 (白熱電球2,920円▶電球型LEDランプ510円)

約**2,410円**節約



電気冷蔵庫1台、電球5個を買い替えると、
トータルで年間約20,000円もお得に!

3

CO₂排出削減量を見てみよう

「いばらきエコチャレンジWeb」に登録

4

我が家の省エネ対策の助言を受けよう
「うちエコ診断」を受診

お問い合わせ先

茨城県県民生活環境部環境政策課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL.029-301-2939 <https://www.pref.ibaraki.jp/>

環境政策課
HPはこちら

